

この契約概要はご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい主な事項を記載しています。ご契約の前に必ず「リーフレット」や「ご契約のしおり・共済約款」とあわせてお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえお申込みいただけますようお願いいたします。

ご契約に際しては、「ご契約に関する重要事項 注意喚起情報」も必ずお読みください。

1. 共済制度の仕組みおよび引受条件等について

(1) 共済制度の仕組み

①「カサイ」(火災共済) (住宅物件) は、火災をはじめとする様々な偶発的な事故により、ご契約いただいた住宅用建物やそこに収容される家財等が損害を受けた場合に、共済金をお支払いする共済です。

②「カサイ」の共済金のお支払い

共済金の種類	共済金の支払事由	共済金の額	限度額
火災共済金	次の場合により損害を受けたとき、火災共済金をお支払いします。 1) 火災 (地震火災を除きます。) 2) 落雷 3) 破裂・爆発 (地震・噴火・津波等によるものを除きます。) 4) 建物の外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊 (自然災害によるものを除きます。) 5) 給排水設備に生じた事故、被共済者以外が占有する戸室で生じた事故による漏水、放水、溢水による水ぬれ (自然災害によるものを除きます。) 6) 騒じょう等による暴力行為・破壊行為 7) 盗難 (強盗・窃盗、これらの未遂を含みます。) によるき損・汚損 ◆消防または避難に必要な処置による損害の場合を含みます。	共済金額≧共済価額の80%のとき 損害の額 共済金額<共済価額の80%のとき 損害の額 × $\frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}} \times 80\%$	共済金額 (共済金額>共済価額のときは、共済価額が限度になります。以下、同様とします。)
臨時費用共済金	火災共済金をお支払いするとき、火災等による損害のために臨時に要する費用として臨時費用共済金をお支払いします。	火災共済金の支払額の30%	250万円
残存物取片付け費用共済金	火災共済金をお支払いするときで、火災等による損害で生じた残存物を取り除くために実際に要した費用について、残存物取片付け費用共済金をお支払いします。	残存物を取り除くために実際に要した費用	火災共済金の額×10%
失火見舞費用共済金	火災、破裂・爆発により、他人の所有物を滅失、き損・汚損 (煙損害・臭気付着による損害を除きます。) させたとときの費用として失火見舞費用共済金をお支払いします。	20万円×被災世帯数	共済金額×20%
風・ひょう・雪害共済金	台風・暴風等の風災、ひょう災、豪雪・なだれ等の雪災によって、共済の目的である建物や家財等が全損または半損となったとき、共済金をお支払いします。	【全損の場合】共済金額×30% 【半損の場合】共済金額×15%	300万円
地震火災費用共済金	地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた火災により損害を受け、その損害状況が次の場合のとき共済金をお支払いします。 1) 建物の場合・・・半壊以上となったとき 2) 家財の場合 ①当該建物が半壊以上となったとき または ②収容家財が全焼となったとき 3) 家財以外の収容財産の場合・・・当該建物が半壊以上となったとき	共済金額×5%	300万円

③その他のお支払い

費用の種類	支払事由
損害防止費用	火災等の事故が発生したとき、火災等の損害防止および軽減のために要した費用(消火活動のために消費した消火薬剤等の再取得費用等)を支出されたときにお支払いします。 ◆地震火災による損害防止のための費用は除きます。
見舞金	自然災害により、共済価額の20%以上の損害を受けたときに共済金額の3%(100万円限度)以内で、被害地の状況を勘案して定めた額を見舞金としてお支払いする場合があります。 ◆「風・ひょう・雪害共済金」や「地震火災費用共済金」が支払われる場合は除きます。

用語 共済価額：共済の目的である建物や家財等を金銭に評価した額をいいます。
共済金額：加入額をいい、お支払いする共済金の最高限度となる額をいいます。

(2) 共済期間

・共済期間は、基本として1年です。ご契約内容により1年超や1年未満の共済期間を設定することができます。

(3) 引受条件

①共済の目的(補償の対象)について

「カサイ」では次のものを共済の目的とすることができます。共済契約者のご希望により、それぞれ単独に設定してご契約いただけます。

また、これらを一括してご契約することもできます。

1) 住宅用建物(専用住宅・住宅物件に該当する併用住宅※をいい、物置・納屋などの付属建物を除きます。)

2) 住宅用建物に収容されている家財等

※住宅物件に該当する併用住宅(一部が居住に使用される建物)とは、一定の条件を満たす住宅兼車庫や住宅兼店舗、4室以内の母屋民宿などがあります。

詳しくは組合担当者にご確認ください。

②共済の目的の評価(共済価額の設定)について

1) 建物および家財・・・現価率が50%以上の場合「再調達価額」、50%未満の場合「時価額」となります。ただし、家財において申込書に明記して共済の目的の範囲としたもの(明記物件)については、その現価率にかかわらず「時価額」となります。

2) 家財以外の動産・・・「時価額」となります。

用語 現 価 率：時価額の再調達価額に対する割合をいいます。

再調達価額：同じ構造、用途、質、規模の建物や家財を再建築・再取得するために要する額をいいます。

時 価 額：再調達価額から経過年数に応じた減価額を控除した額をいいます。

③共済金額の設定について

1) 共済金額の最高限度額は、住宅用建物、家財等ともに建物の構造によって1～10億円までです。

2) 万一の災害に備えて十分な補償が得られるように、共済金額は共済価額と同額に設定することをおすすめします。

特に、住宅用建物や家財等のご契約をいただく場合は、「価額協定特約」を付加されることをおすすめします。

◆お申込みいただくご契約の共済の目的等について、ほかに保険契約や共済契約がある場合は、損害の補償は他のご契約と合算して行うこととなります。

(4) 付加できる主な特約

特約名	特約概要	注意事項
価額協定特約	共済金にかかる損害の額を、その共済の目的の再調達価額とする特約。 ◆共済の目的が火災等により全損となった場合は、特別費用共済金をお支払いします。	建物と家財等の現価率が50%以上の場合に限り付加できます。
条件付実損払特約	共済価額に対する共済金額が約定した一定割合以上のときに損害の額の全額を支払う特約。	一部の構造および一部の目的に限り付加できます。詳細は組合担当者にご確認ください。
長期共済掛金一括払特約	共済期間を2年以上35年以下とし、共済期間内の共済掛金を一括してお払込みいただく特約。 ◆共済期間を4年以上とする場合は、共済の目的が建物で共済金請求権の買入れが行われる場合に限りします。 ◆共済期間を26年以上とする場合は、共済の目的が専用住宅建物または併用住宅建物で共済金請求権の買入れが行われる場合に限りします。	建物、家財(明記物件を除く)を共済の目的にする場合に限り付加できます。ご契約中、共済掛金が変わる場合があります。
長期共済掛金年払特約	共済期間を2年以上25年以下とし、共済掛金を1年分ごとに共済期間内にわたってお払込みいただく特約。 ◆共済期間を11年以上とする場合は、共済の目的が専用住宅建物または併用住宅建物で共済金請求権の買入れが行われる場合に限りします。	建物、家財(明記物件を除く)を共済の目的にする場合に限り付加できます。ご契約中、共済掛金が変わる場合があります。

2. 共済掛金について

(1) 共済掛金の算出について

・補償内容・共済の目的の所在地・構造区分等により、共済掛金は異なります。

(2) 共済掛金の払込期間・払込方法について

・共済掛金は、共済期間1年を基本とし、ご契約のお申込み時に一括してお払込みいただけます。

◆その他共済掛金のお取扱いについては、組合担当者にご確認ください。

3. 地震の場合の取扱い

・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた火災により損害を受けたときに「地震火災費用共済金」をお支払いします。

4. 割戻金について

・割戻金は確定したものではありません。毎年度の決算結果等により、お支払いできない場合があります。

5. 解約返戻金について

(1) やむを得ずご契約を解約された場合は、経過期間等に応じて算出された解約返戻金をお支払いします。

(2) 経過期間によって、解約返戻金がない場合があります。

6. 共済金をお支払いできない場合について

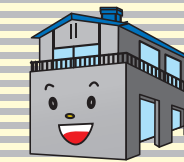
・告知義務違反により解除となる場合やご契約関係者の故意もしくは重大な過失または法令違反などによる場合の損害については、共済金をお支払いできません。

ご説明内容に分かりにくい点がありましたら組合またはJF共済までおたずねください。

組合名

JF共済 <http://www.kyosuiren.or.jp/>

火災共済 カサト



住宅物件

2020年4月改訂



カサトは
住宅用建物や収納されている家財等を
火災などから守る、掛け捨て型の共済です

住宅用建物やそこに収容される家財等の、火災などによる損害を補償します。

住宅物件としてご契約できる共済の目的

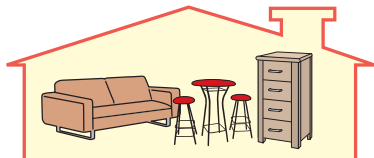
下記の①、②について単独でも一括でもご契約いただけます。

①専用住宅・住宅物件に該当する併用住宅[※](住宅用建物)



※併用住宅
併用住宅とは、一部が居住のために使用される建物をいいます。住宅物件に該当する併用住宅とは、4室以内の母屋民宿や一定の条件を満たす住宅兼車庫等をいいます。これら以外は一般物件としてご契約いただけます。詳しくは組合にお問い合わせください。

②①に収容されている家財等[※]



※住宅物件に収容される什器備品や機械等は一般物件としてご契約いただけます。補償内容等の詳細については、カサイ一般物件のリーフレットをご覧ください。組合にお問い合わせください。

火災等による損害 (火災共済金)

火災



物体の落下・飛来・衝突・倒壊



車道の飛び込み、飛行機の墜落等による損害。

落雷



水ぬれ



給排水設備の事故、他人の戸室で生じた事故による損害。

破裂・爆発



騒じょう等の暴力・破壊



盗難によるき損または汚損



自然災害等による損害

風災・ひょう災・雪災 (風・ひょう・雪害共済金)



地震等による火災 (地震火災費用共済金)



地震、噴火またはこれらによる津波によって生じた火災による損害。

災害後の費用

臨時費用共済金



火災等による損害のために臨時に要する費用についてお支払いします。

残存物取片付け費用共済金



火災等で生じた損害の残存物を取り除くために実際に要した費用についてお支払いします。

失火見舞費用共済金



火災、破裂・爆発によって、他人の所有物を滅失・き損・汚損させたときの見舞金等の費用についてお支払いします。

損害防止軽減費用



火災等による損害防止[※]および軽減のために要した費用をお支払いします。
※地震火災による損害防止は除きます。

御見舞

見舞金

自然災害により共済価額の20%以上の損害を受けたとき[※]、被害地の状況を勘案の上、見舞金をお支払いすることがあります。
※風・ひょう・雪害共済金、地震火災費用共済金が支払われる場合は除きます。

モデルパターンの主な支払例

【ご契約例 その1】 共済の目的：住宅用建物、価額協定特約付加の場合
共済金額：2,000万円(約定割合100%、共済価額と同額とします)

火災等による損害		風・ひょう・雪災による損害		地震等によって生じた火災による損害
全損のとき	半損のとき	全損のとき	半損のとき	
火災共済金 2,000万円 + 臨時費用共済金 250万円 + 残存物取片付け費用共済金 最高 200万円 + 特別費用共済金 200万円	火災共済金 1,000万円 + 臨時費用共済金 250万円 + 残存物取片付け費用共済金 最高 100万円	風・ひょう・雪害共済金 300万円	風・ひょう・雪害共済金 300万円	地震火災費用共済金 100万円

【ご契約例 その2】 共済の目的：住宅用建物に収容されている家財一式、価額協定特約付加の場合
共済金額：1,000万円(約定割合100%、共済価額と同額とします)

火災等による損害		風・ひょう・雪災による損害		地震等によって生じた火災による損害
全損のとき	半損のとき	全損のとき	半損のとき	
火災共済金 1,000万円 + 臨時費用共済金 250万円 + 残存物取片付け費用共済金 最高 100万円 + 特別費用共済金 100万円	火災共済金 500万円 + 臨時費用共済金 150万円 + 残存物取片付け費用共済金 最高 50万円	風・ひょう・雪害共済金 300万円	風・ひょう・雪害共済金 150万円	家財が収容されている建物が半焼以上のとき、または家財が全焼のとき 地震火災費用共済金 50万円

■上記のご契約例の共済掛金については組合にお問い合わせください。

お支払いする共済金の詳細につきましては、裏面の契約概要をご確認ください。

1. 共済の目的(補償の対象)を設定します

共済の目的(補償の対象)として、①住宅用建物、②その建物に収容されている家財等、それぞれ単独でご契約いただけます。また、①と②を一括してご契約いただくことも可能です。

2. 共済の目的(補償の対象)の共済価額(評価額)をもとめます

建物および家財(明記物件を除く)の共済価額は、現価率[※]50%以上の場合は再調達価額、50%未満の場合は時価額[※]となります。現価率が50%未満であっても、相当の補修が施されている場合には50%にとどめることができます。
家財の再調達価額は、下記の表からもとめます。

世帯主の年齢	夫婦のみの新価	家族1人当たりの新価
～27才	610万円	
28～32才	740万円	大人(18才以上)…… 150万円
33～37才	990万円	小人(18才未満)…… 90万円
38～42才	1,190万円	
43～47才	1,350万円	独身世帯 …………… 350万円
48才～	1,430万円	

(平成31年4月JF共済簡易評価基準より)

家財以外の不動産の共済価額は時価額[※]となります。
※時価額、現価率については組合にお問い合わせください。

3. 共済金額(加入額)を設定します

共済金額(加入額)の最高限度は、建物、家財等ともに建物(家財等についてはそれを収容する建物)の構造によって1～10億円までとなります。価額協定特約を付加する場合は共済価額(評価額)が上限となります。万一の災害に備え、価額協定特約を付加するか、共済金額は共済価額と同額に設定することをおすすめします。

4. 共済掛金を算出します

共済期間は基本として1年[※]です。
共済掛金は共済金額に共済掛金率を乗じて算出しますが、共済掛金率は共済の目的の所在地および構造区分等によって定められていますので、お問い合わせください。

※ご契約内容により、1年超や1年未満の共済期間を設定することができます。

～主な用語の説明～

- ★共済の目的… 火災等の事故が発生したとき、補償の対象となる建物または家財等をいいます。
- ★共済価額… 共済の目的である建物や家財等を金銭に評価した額をいいます。
- ★共済金額… 加入額をいい、お支払いする共済金の最高限度となる額をいいます。
- ★再調達価額… 同じ構造、用途、質、規模の建物や家財を再建築・再取得するために要する額をいいます。
- ★時価額… 再調達価額から経過年数に応じた減価額を控除した額をいいます。
- ★損害の額… 共済価額が再調達価額である場合は復旧するために要する額、時価額である場合は復旧するために要する額に現価率を乗じて得た額となります。

あなたの補償プラン(住宅物件)

建物の構造区分		<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 簡易耐火構造 <input type="checkbox"/> 耐火構造2級 <input type="checkbox"/> 耐火構造1級 <input type="checkbox"/> 完全耐火構造		
共済の目的(補償の対象)	価額協定特約 [※]	共済価額(評価額)	共済金額(加入額)	共済掛金
建物	<input type="checkbox"/> 付加する <input type="checkbox"/> 付加しない	万円	万円	円
家財等	<input type="checkbox"/> 付加する <input type="checkbox"/> 付加しない	万円	万円	円
合計(上記を一括でご契約する場合)	<input type="checkbox"/> 付加する <input type="checkbox"/> 付加しない	万円	万円	円

※価額協定特約を付加の場合、共済金額は共済価額の100%、80%、60%(約定割合)のいずれかを選択してください。

【ご注意】

●他の保険・共済にご加入されている場合には、支払われる共済金が異なる場合がありますので、必ずお申し出ください。

このリーフレットは概要を説明したものです。ご契約の検討にあたり、このリーフレットに掲載しております「契約概要」を必ずお読みください。また、ご契約の際は、共済金をお支払いできない場合など、ご契約にあたっての重要な事柄が記載されております「注意喚起情報」および「ご契約のおしり・共済約款」を必ずお読みください。

お問い合わせはお近くの組合へ

価額協定特約であんしん補償

価額協定特約とは…住宅用建物(現価率50%以上の場合)とその建物内にある家財が、火災等により損害を受けたとき、共済金額を限度として実際の損害の額を全額お支払いしますので、建物や家財が使えなくなった場合に、同等のものを再建築・再取得することができる特約です。また、火災等で全損となった場合には火災共済金の10%(200万円が限度)の特別費用共済金が上乗せされます。万一に備えるために、価額協定特約を付加することをおすすめします。

